

◎基腐病発生圃場での対策（増やさない・広げない対策）

- ・基腐病対策の基本は、病原菌を「持ち込まない、増やさない（広げない）、残さない」が基本です。
- ・西原村で基腐病の発生が確認されたことから、今後は、基腐病を「増やさない（広げない）」対策が必要となります。

このため、基腐れ病の発生が確認されたほ場では、以下の対策を必ず行ってください。

1 残渣のすき込み

※低温期に埋設した罹病残渣は、約6ヶ月経過しても感染力を維持しています。また、残渣分解には20℃以上の地温が必要です。

①分解促進剤の散布

②遅くとも年内には、ロータリー耕で残渣をすき込む。

- ・トラクターの速度は最低、ロータリーの回転は高速ですき込んでください。

2 ほ場周りに排水用の溝を掘る。

※基腐病は、水を介してまん延しますので、周囲のほ場に排水が流入しないようにして下さい。

3 イタリアンライグラス等の牧草を栽培する。

※発生ほ場の土が風で舞い上がり、周辺のほ場に飛び込まないようにして下さい。

4 発生した翌年から2年間は、かんしょを栽培しない。

※ほ場内の基腐病菌の密度を下げるため、かんしょ以外の作物を栽培してください。他県では、かんしょを2年間栽培せず、3年目に基腐病抵抗性品種を作付けしたところ、発生が無しまたは極僅かにみられる程度まで軽減された事例があります。

5 その他

①発生圃場の芋は種芋としない。

②貯蔵中の芋での基腐病発生に注意する。

③他の作物を栽培中や休作中でも、ほ場内の野良イモの発生に注意する。

④発生圃場で機械作業等をした場合、ほ場から出る際に、長靴、トラクターの車輪、ロータリー部の土を落とし水で洗浄する。

【裏面へ】

◎発生圃場でかんしょを栽培を再開する場合

- ①基腐れ病が発生したほ場の排水対策を行う。
 - ・ほ場の額縁明渠、サブソイラ等での耕盤破碎、枕畦を設置しない。
- ②作付前にフロンサイドSC、フロンサイド粉剤またはフrintフロアブル25の全面散布土壌混和をおこなう。
- ③適度な土壌水分時にクロルピクリンで畦内消毒を行う。
- ④定植苗消毒を必ず行う。薬剤使用方法と薬剤への浸漬時間等を厳守する。
- ⑤定植後3～4週目および5～6週目に茎葉及び畝間土壌にフロンサイドSCを散布する。
- ⑥定植1か月後位からほ場内を定期的に巡回し、基腐病の早期発見に努める。